平成２２年（フ）第１４７８５号
東京都中野区本町１丁目５－５－313
債務者　今川　剛志
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４７８６号
東京都目黒区目黒３丁目18－３　第２ことぶき荘３Ａ
債務者　本多　　龍
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４７９０号
東京都大田区鵜の木３丁目33－１－104
債務者　高橋　侑子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６５号
東京都府中市押立町２丁目10番地の８ブレイニー107
債務者　鳴海　光久
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０６６号
東京都府中市押立町２丁目10番地の８ブレイニー107
債務者　鳴海百合江
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１０１号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地36－401
債務者　小松崎啓美
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２０７５号
神奈川県藤沢市大庭5055番地の10　湘南西部２－１－143
債務者　松川　裕美（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２９６号
横浜市神奈川区松ヶ丘35－16－505、住民票上の住所横浜市都筑区仲町台１丁目14番29号301
債務者　市川　紀生
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３１０号
神奈川県大和市中央５－12－３　アップルハウス大和３階303号室、住民票上の住所横浜市瀬谷区相沢３丁目17番地１　ベルネーゼ安田202
債務者　後藤　道代
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３８９号
横浜市西区西戸部町３丁目301番地　ファインヒル樹朋204号
債務者　内山　紅樹
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９１号
川崎市高津区北見方３丁目10番21－２号
債務者　川口　輝子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７７号
岡山市東区上道北方78－13、住民票上の住所岡山県赤磐市桜が丘西２丁目５番８号
債務者　若原　　仁（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４５４９号
東京都練馬区桜台１丁目17－２－Ａ－105
債務者　高井　武治
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５５０号
神奈川県相模原市緑区下九沢1332－１－205
債務者　田中　俊之
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５９２号
東京都清瀬市松山３丁目16－13
債務者　関口ゆかり
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部